

平成20年9月30日伊那市教育委員会決定

伊那市立小学校小規模特認校制度に関する要領を次のように定めます。

平成20年10月1日

伊那市教育委員会  
教育委員長 松 田 泰 俊

### 伊那市立小学校小規模特認校制度に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第32条第1項の規定により、特色ある教育活動を行う小規模小学校へ市内全域から就学できる制度（以下「小規模特認校制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(小規模特認校)

第2条 小規模特認校制度により就学することができる小学校（以下「小規模特認校」という。）は、伊那西小学校、新山小学校及び高遠北小学校とする。

(対象者、学年及び定員)

第3条 小規模特認校制度により就学することができる者は、小規模特認校の通学区域外に居住し、教育委員会が小規模特認校での就学を適当と認める学齢児童とする。

2 小規模特認校への就学は、全学年でできるものとし、各学年の定員は、当該小規模特認校の通学区域から通学する者を含めて15人とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この限りでない。

(就学日及び期間)

第4条 小規模特認校に就学をする日は、原則として4月1日とする。

2 第7条の規定により通学を許可された小規模特認校への通学が保護者の事情等により困難になったときは、住所地を通学区域とする指定学校に転学させるものとする。

(就学の申請)

第5条 小規模特認校への就学を希望する者の保護者（以下「保護者」という。）は、小規模特認校入学（転学）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を別に定める期間内に教育委員会に提出しなければならない。この場合において、転学を希望する者にあつては、在籍する学校長の意見書（様式第2号）を添付するものとする。

(就学の条件)

第6条 小規模特認校への就学の許可条件は、次のとおりとする。

- (1) 保護者は、小規模特認校の教育活動を理解し、協力すること。
- (2) 保護者は、自らの責任と負担において児童を通学させること。

(3) 原則として1年間以上、小規模特認校に在学すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、通学及び学校教育活動について教育委員会及び小規模特認校の指示に従うこと。

(就学の許可等)

第7条 教育委員会は、申請書が提出されたときは、希望のあった小規模特認校の校長と協議し、その結果を小規模特認校入学（転学）許可書（様式第3号）又は却下通知書（様式第4号）により保護者に通知するものとする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。